

税

問合先 税務課

事業主のみなさんへ

給与支払報告書の

提出及び償却資産の

申告は1月31日までに

給与支払報告書の提出

事業主（給与支払者）は、給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）を作成し、従業員等の1月1日現在における住所地の市町村長に提出することが法令により義務付けられています。提出期限までに必ず提出してください。

償却資産の申告

市内に事業用の償却資産を所有している人（法人または個人）は、毎年1月末までに該当する資産を申告することになります。令和6年1月2日以降に開業、廃業、資産の入替や他市町村への資産の異動などがあった場合は、特にご注意ください。

また本市では、固定資産税（償却資産）の実地調査を行っています。申告書提出の際は申告内容の点検を今一度お願いします。

■個人住民税は特別徴収で納めましょう！

地方税法第321条の5の規

定により、事業主は原則として、すべての従業員の市・府民税（個人住民税）を給与から差し引いて納入（特別徴収）することが義務づけられています。事業主のみなさんは法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

※給与支払報告書の提出および償却資産の申告は、電子申告（eTAX「エルタックス」）ホームページ（<https://www.eltax.ltago.jp/>）でも提出できますのでご利用ください。

エルタックス▼



税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署
☎462・3471

確定申告は、自宅からマイナンバーカードでeTax

国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。

マイナンバー連携を利用すると、医療費やふるさと納税などの申告に必要な各種控除証明書等のデータを申告書の該当項

目へ自動で入力することができ、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（DX）の一環として、令和7年1月から申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。eTaxで申告等手続を行うことで、申告等を受け付けた旨の確認ができますので、ぜひeTaxを利用してください。

※マイナンバーカードに格納されている電子証明書には、5年の有効期限がありますので注意してください。



▲「動画で見る確定申告」

給与所得者や年金受給者のための申告会場

日時 2月4日（火）～10日（土）

日曜日除く 午前10時～午後3時

相談場所 イオンモールりんくう泉南2階イオンホール

整理券配付時間・場所（先着順）

●午前9時30分～10時・1階セントラルコート

●午前10時～午後3時・2階イオンホール前

※申告書の作成・相談を希望する人は入場整理券が必要

注意事項

●当会場では、事業所得、不動産所得、土地等の譲渡所得、消費税、贈与税、相続税の相談は行っていない。

●入場整理券が予定枚数に達し次第、相談受付を終了します。

●申告書などの提出のみの人は郵送での提出またはeTaxによる送信をお願いします。

税理士による無料申告相談

（同時開催）

日時 2月8日（土）・9日（日）午前10時～午後3時30分

●譲渡、贈与税、相続税の相談は行っていない。

●申告書の作成・受付はできません。（口頭による相談のみ）

※予約不要

令和6年分確定申告会場の開設期間および相談受付時間

日時 2月17日（月）～3月17日（月）

（閉庁日除く）午前8時30分～午後4時

相談場所 泉佐野税務署

注意事項

●確定申告会場への入場には入場整理券が必要です。入場整理券は、当日に会場で配布するほか、「LINE」による事前発行を行っています。入場整理券が予定枚数に達した場合は、早期に相談受付を終了します。

●税務署の駐車場は台数に限りがあります。特に確定申告期間中は大変混雑し、長時間の入庫待ち渋滞が発生します。入庫待ちの間に相談時間が過ぎた場合、相談を受けられなくなりますので、電車・バスなどの公共交通機関を利用してください。

国民健康保険

問合先 国保年金課

国民健康保険料・

後期高齢者医療保険料

年間納付済額の

通知書を送付します

納めた国民健康保険料や後期高齢者医療保険料は、所得税や市府民税での社会保険料控除の対象になります。令和6年中（令和6年1月1日～12月31日）に普通徴収（納付書・口座振替）で国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を納付した人に年間納付済額の通知書を1月下旬に送付しますので、所得申告の参考資料として利用してください。

なお、納めた保険料の全額が特別徴収（年金から天引き）されている人には、日本年金機構などから源泉徴収票などが送付されますので利用してください。